

任意継続組合員に係る申出手続き等について

地方公務員等共済組合法第 144 条の 2 の規定に基づき退職の日の前日まで引続き 1 年以上（令和 4 年 10 月 1 日から適用拡大に伴い組合員となった方にあつては引続く健康保険の被保険者期間も含まれます。）組合員であつた方に退職後も引続き共済組合の短期給付等が適用される任意継続組合員制度につきましては、申出及び保険料の払込み等の手続きを退職の日から起算して 20 日を経過する日までにを行うこととされております。このことから、本来の手続きでは退職の際に組合員証及び組合員被扶養者証を所属所を經由して返納のうえ、保険料の払込みをしていただくことにより任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証（以下「任継組合員証等」という。）を発行しておりますが、年度末に伴い組合員及び被扶養者の更なる利便に供することを目的として、任意継続組合員の申出手続きを下記のとおり取扱いますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

- 1 令和 4 年度末退職者で年度内に手続きを希望される方について
所属所を經由して次のとおり年度内に手続きを行っていただくことにより、4 月 1 日から任継組合員証等が使用できます。

任意継続組合員の資格取得について、年度内でなくても下記 2 の方法により、退職後 20 日以内であれば手続きを行えます。

健康保険の重複加入を防ぐためにも、4 月 1 日以降の状況が未確定（再就職の可能性ある、家族の扶養に入れる可能性ある等）の方については、必ず下記 2 の手続きで申し出を行ってください。

また、掛金納入後の資格取得の取り下げの場合は掛金の還付までに時間を要しますので、年度内に手続きを希望される際には、くれぐれも慎重に判断していただきますようお願いいたします。

(1) 「任意継続組合員資格取得申出書」の提出について

共済組合への提出期限は令和 5 年 3 月 3 日（金）となりますので、所属所の指定する日までに「任意継続組合員資格取得申出書」を共済組合事務担当課に提出してください。

また、令和 4 年 10 月 1 日から適用拡大に伴い組合員となった方が申出をする場合には、健康保険の被保険者期間の証明として、日本年金機構から発行される「資格喪失等確認通知書」（令和 4 年 9 月 30 日以前の期間が協会けんぽではなく健康保険組合の被保険者であった場合は、当該保険組合から取得した加入期間を証明する書類）※を併せて提出していただく必要があります。

なお、「任意継続組合員資格取得申出書」は共済組合ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 保険料及び払込通知の送付について

保険料には、医療に係る短期保険料と介護に係る介護保険料（40 歳以上 65 歳未満の方が対象）があります。保険料は、次の①・②のうちいずれか少ない額に、短期・介護

の保険料率を乗じて算出します。(退職予定者説明会において出席者の方には標準報酬の月額の見込みについて改正が予定されている旨のご説明をいたしました。令和5年度においては前記のとおり現在と同様の取扱いといたします。)

なお、払込方法は、月払い、半年払い、年払い(年度単位)の3通りがあり、半年払いと年払いには前納割引制度が適用されます。申出者ごとに保険料の調定計算を行い、振込依頼書を令和5年3月8日(水)に所属所宛て送付しますので、振込依頼書により払い込んでいただくこととなります。

①退職時の標準報酬の月額

②令和4年9月30日の全組合員の標準報酬の月額の平均額を標準報酬等級表に当てはめた額
(参考:令和4年9月30日の平均標準報酬月額の見込み380,000円)

短期保険料(月額) = ①・②のいずれか少ない額 × 令和5年度短期保険料率
(参考:令和4年度は94/1,000)

介護保険料(月額) = ①・②のいずれか少ない額 × 令和5年度介護保険料率
(参考:令和4年度は17.34/1,000)

※ 令和4年9月30日の平均標準報酬月額及び令和5年度の短期・介護保険料率は3月上旬頃決定します。

※ 被扶養者の有無にかかわらず、上記の算定額が保険料となります。

《参考》 標準報酬月額380,000円、令和4年度の掛金率による計算例

短期任意継続掛金(月額)35,720円 介護任意継続掛金(月額)6,589円 合計42,309円

	年間払込金額	毎月払いと比較した割引額
毎月払い	507,708円 (各月42,309円×12月)	—
半年前納払い	502,763円 (4月～9月分 251,792円 10月～翌年3月分 250,971円)	4,945円
1年前納払い	498,694円	9,014円

上記以外の標準報酬月額に対応する任意継続掛金額については、別表「令和4年度 任意継続掛金早見表」をご参照ください。

(3) 保険料の払込期日

令和5年3月17日(金)となります。

※ 期日までに払込みがなされないときは、退職日までに任継組合員証等が交付できない場合がありますので、ご了承ください。

(4) 任継組合員証等の交付について

令和5年3月17日(金)までに払込手続きが完了された方に対して、令和5年3月27日(月)に所属所宛てに任継組合員証等を送付しますので、退職の際に共済組合事務担当課においてお手持ちの組合員証及び組合員被扶養者証と必ず交換(紛失されてしまった場合は「始末書」をご記入いただき、これに代えてください。なお、「始末書」は共済組合ホームページからダウンロードすることができます。)のうえ受理してください。

2 年度末退職者で上記1の例によらず、退職日以後に手続きをされる方について 所属所を経由することなく、令和5年4月20日(木)までに直接退職者から本組合宛てに「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。

また、令和4年10月1日から適用拡大に伴い組合員となった方が申出をする場合には、

健康保険の被保険者期間の証明として日本年金機構から発行される「資格喪失等確認通知書」等※を併せて提出していただく必要があります。

その後の通知等については、直接本組合から任意継続組合員宛てに郵送します。ただし、組合員証及び組合員被扶養者証については、退職の際に所属所の共済組合事務担当課を経由して返納していただけますようお願いいたします（紛失されてしまった場合は「始末書」をご記入いただき、これに代えてください。なお、「始末書」は共済組合ホームページからダウンロードすることができます。）。

3 国民年金への加入について

60歳未満で退職したときは、60歳になるまで国民年金に加入する必要があります。お住まいの市町村の国民年金担当課で国民年金の加入の手続きを行ってください。また、在職中に被扶養者になっていた配偶者が60歳未満の場合、退職に伴い「国民年金の第3号被保険者」の資格がなくなります（「国民年金の第1号被保険者」となる）ので、お住まいの市町村の国民年金担当課で配偶者の国民年金の加入の手続きを行ってください。

4 被扶養者について

在職中に認定されていた被扶養者につきましては任意継続組合員の資格取得後も引き続き被扶養者となりますが、組合員被扶養者証の有効期限の記載内容が以下の状況にある方につきましては、継続認定又は取消の申告が必要となります。また、有効期限内であっても、主たる生計維持者の変更や就職等、被扶養者としての要件を欠くに至った場合は、取消の申告が必要となります。

(1) 有効期限が組合員の退職日と同日の方

① その後も被扶養者としていたい場合

被扶養者の継続認定の申告が必要になりますので、令和5年4月28日(金)までに「被扶養者申告書」及び必要書類を提出してください。

② 有効期限をもって被扶養者を取消する場合

被扶養者の取消の申告が必要になりますので、令和5年4月1日以後速やかに「被扶養者申告書」及び必要書類を提出してください。

(2) 任意継続組合員期間中に有効期限が到来する方

任意継続組合員資格取得時には、その方の「任意継続組合員被扶養者証」は発行されますが、有効期限後は(1)の取扱いと同様になります。

※ 組合員ご本人が「健康保険・厚生年金 資格取得・資格喪失等確認請求書」を日本年金機構へ提出し、これを受けて日本年金機構が発行するものです。

また、日本年金機構へ請求する際には、請求書様式中の確認書を必要とする理由欄には「共済短期給付の経過措置期間に係る期間証明のため」と記載し、様式表題の『厚生年金保険』は抹消してください。

なお、令和4年9月30日以前の期間が協会けんぽではなく健康保険組合の被保険者であった場合は、当該保険組合へ加入期間を証明する書類の発行を依頼してください。

担当課：保健課

資格・調定担当 中村

資格担当 渡辺・飯室

TEL：055-232-7311

◆令和4年度 任意継続掛金早見表◆ (任意継続組員資格取得月が4月の場合)

報酬月額 (円)	等級	標準報酬月額 (千円)	①毎月払い				②半年前納払い					③1年前納払い				
			短期掛金	介護掛金	毎月合計	年間合計	前期短期掛金	前期介護掛金	前期合計 (4月～9月)	後期短期掛金	後期介護掛金	後期合計 (10月～翌年3月)	年間合計	短期掛金	介護掛金	年間合計
			94%	17.34%			94%	17.34%		94%	17.34%			94%	17.34%	
円以上 ～ 円未満																
0 ～ 63,000	1級	58	5,452	1,005	6,457	77,484	32,446	5,981	38,427	32,340	5,962	38,302	76,729	64,263	11,846	76,109
63,000 ～ 73,000	2級	68	6,392	1,179	7,571	90,852	38,040	7,017	45,057	37,916	6,994	44,910	89,967	75,342	13,897	89,239
73,000 ～ 83,000	3級	78	7,332	1,352	8,684	104,208	43,635	8,046	51,681	43,492	8,020	51,512	103,193	86,422	15,936	102,358
83,000 ～ 93,000	4級	88	8,272	1,525	9,797	117,564	49,229	9,076	58,305	49,068	9,046	58,114	116,419	97,502	17,975	115,477
93,000 ～ 101,000	5級	98	9,212	1,699	10,911	130,932	54,823	10,111	64,934	54,644	10,078	64,722	129,656	108,582	20,026	128,608
101,000 ～ 107,000	6級	104	9,776	1,803	11,579	138,948	58,180	10,730	68,910	57,990	10,695	68,685	137,595	115,229	21,252	136,481
107,000 ～ 114,000	7級	110	10,340	1,907	12,247	146,964	61,536	11,349	72,885	61,335	11,312	72,647	145,532	121,877	22,478	144,355
114,000 ～ 122,000	8級	118	11,092	2,046	13,138	157,656	66,011	12,176	78,187	65,796	12,137	77,933	156,120	130,741	24,116	154,857
122,000 ～ 130,000	9級	126	11,844	2,184	14,028	168,336	70,487	12,998	83,485	70,257	12,955	83,212	166,697	139,605	25,743	165,348
130,000 ～ 138,000	10級	134	12,596	2,323	14,919	179,028	74,962	13,825	88,787	74,718	13,780	88,498	177,285	148,469	27,381	175,850
138,000 ～ 146,000	11級	142	13,348	2,462	15,810	189,720	79,438	14,652	94,090	79,178	14,604	93,782	187,872	157,332	29,020	186,352
146,000 ～ 155,000	12級	150	14,100	2,601	16,701	200,412	83,913	15,479	99,392	83,639	15,429	99,068	198,460	166,196	30,658	196,854
155,000 ～ 165,000	13級	160	15,040	2,774	17,814	213,768	89,507	16,509	106,016	89,215	16,455	105,670	211,686	177,276	32,697	209,973
165,000 ～ 175,000	14級	170	15,980	2,947	18,927	227,124	95,101	17,538	112,639	94,791	17,481	112,272	224,911	188,356	34,736	223,092
175,000 ～ 185,000	15級	180	16,920	3,121	20,041	240,492	100,695	18,574	119,269	100,367	18,513	118,880	238,149	199,435	36,787	236,222
185,000 ～ 195,000	16級	190	17,860	3,294	21,154	253,848	106,290	19,603	125,893	105,943	19,540	125,483	251,376	210,515	38,826	249,341
195,000 ～ 210,000	17級	200	18,800	3,468	22,268	267,216	111,884	20,639	132,523	111,519	20,572	132,091	264,614	221,595	40,877	262,472
210,000 ～ 230,000	18級	220	20,680	3,814	24,494	293,928	123,072	22,698	145,770	122,671	22,624	145,295	291,065	243,754	44,955	288,709
230,000 ～ 250,000	19級	240	22,560	4,161	26,721	320,652	134,261	24,763	159,024	133,822	24,682	158,504	317,528	265,914	49,046	314,960
250,000 ～ 270,000	20級	260	24,440	4,508	28,948	347,376	145,449	26,828	172,277	144,974	26,741	171,715	343,992	288,073	53,136	341,209
270,000 ～ 290,000	21級	280	26,320	4,855	31,175	374,100	156,637	28,893	185,530	156,126	28,799	184,925	370,455	310,233	57,226	367,459
290,000 ～ 310,000	22級	300	28,200	5,202	33,402	400,824	167,826	30,958	198,784	167,278	30,857	198,135	396,919	332,392	61,316	393,708
310,000 ～ 330,000	23級	320	30,080	5,548	35,628	427,536	179,014	33,018	212,032	178,430	32,910	211,340	423,372	354,552	65,394	419,946
330,000 ～ 350,000	24級	340	31,960	5,895	37,855	454,260	190,202	35,083	225,285	189,582	34,968	224,550	449,835	376,711	69,484	446,195
350,000 ～ 370,000	25級	360	33,840	6,242	40,082	480,984	201,391	37,148	238,539	200,734	37,027	237,761	476,300	398,871	73,574	472,445
370,000 ～ 395,000	26級	380	35,720	6,589	42,309	507,708	212,579	39,213	251,792	211,886	39,085	250,971	502,763	421,030	77,664	498,694

(注1) 介護掛金の対象者は、40歳以上65歳未満の組員です。
(注2) 任意継続掛金の基準となる標準報酬月額の上限は26級380,000円です。